

○財務省告示第六号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十五年十二月二十日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十六年一月十日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（三十年）（第四十
一回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十七条

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格
競争入札発行」という。）及び価
格競争入札の募入の決定をした
後に行われる入札であつて、財
務大臣が各国債市場特別参加者
ごとに応募限度額を定めるもの

十 十		九 八		ハ						七		ハ																
イ 一		振 額 最		行 争 非 者 特 国 行 争 非 者 特 国 入 札 発 行 争 非 者 特 国 行 争 入 札 発 行						払 込 金 額		行 争 非 者 特 国 行 争 入 札 発 行 争 非 者 特 国 行 争 入 札 発 行																
入 札 発 行	価 格 競 争	行 行	替 単 位	低 額 面 金	行 入 札 発 行	争 入 札 発 行	非 格 競 II	者 第 加	特 参 加	国 債 市 場	行 入 札 発 行	争 入 札 発 行	非 格 競 I	者 第 加	特 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行	価 格 競 争	払 込 金 額	行 入 札 発 行	争 入 札 発 行	非 格 競 II	者 第 加	特 参 加	国 債 市 場	行 入 札 発 行	争 入 札 発 行	
十 五 銭 以 上 の そ れ ぞ れ の 応 募 価	額 面 金 額 百 円 に つ き 九 十 九 円 八	平 成 二 十 五 年 十 二 月 二 十 日	す る 。 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金
				五 万 円					七 百 六 十 九 億 三 千 八 百 四 十 万 円							円 五 百 三 十 二 億 五 千 七 百 三 十 六 万	万 円 五 千 四 百 五 十 億 四 千 八 百 二 十 五											

特別会計に関する法律第四十七
 条の規定に基づき発行した利付
 国債につき、額面金額で七百

円五十三億五千七百三十六万
 五千四百五十億四千八百二十五

七百六十九億三千八百四十万円

五万円

平成二十五年十二月二十日

十銭以上のそれぞれの応募価
 額面金額百円につき九十九円八

口

十三

十四

十五
十六
十七
十八
十九

国債市場
特別参加
者第I
非価格競
争入札発
行及び国
債市場特
別参加者
第II非者
・第II非
価格競争
入札発行
利率

第二期
以後

償還期限
償還金額
元利支額
払場所
入札参加
者
払込期日

格
額
十二面金額百円につき九十九円九

年一・七パーセント

平成二十六年六月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十五号において
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額} \times 1.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年六月二十日及び十二月二十
日を支払期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属す
る利子を支払う。
平成二十五年十二月二十日
額面金額百円につき百円
日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成二十五年十二月二十日